

京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.11

編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局（京都市総務局国際化推進室）

2002（平成14）年度第3回会議開催

＜日時＞ 2002（平成14）年12月26日（木）
午後2時から5時まで

＜場所＞ 京都市国際交流会館



医療問題についての審議背景

外国籍市民は、「ことば」の問題や医療文化の違いから医療現場において様々な問題を抱えています。

「ことば」の障壁のため、症状をうまく伝えることができなかつたり、医師からの説明を理解することが難しいため新たな不安を生じさせる場合があります、また、医療費が高額になることをおそれ、医療機関に行かないという場合もあります。

今回の外国籍市民施策懇話会では、2人の担当委員の報告の後、外国籍委員自身の体験もふまえながら、委員全員で審議を行いました。

国民健康保険の制度

病気やけがは、ある日突然おそってることが多いものです。そうしたとき、治療のために多くの費用が必要となりお医者さんにかかれないということになれば大変です。

そのような心配がないように、普段からそれぞれの所得に応じた保険料を出し合い、治療費に充てるための助け合いの制度が医療保険制度です。

日本の医療保険には、勤務先を通じて加入する公的な健康保険と、その健康保険の対象者以外が加入する国民健康保険があり、日本に住む人はこのいずれかに必ず加入しなければなりません（強制保険）。

勤務先を通じて加入する公的な健康保険に加入していない外国人も一定の条件を満たす場合には、国民健康保険に加入しなければなりません。

い いん
■委員

い りょう ひ か だい
①医療費をめぐる課題について

けんこう ほ けん かにゆう ばあい いりょう ひ ぜん がく じ こ ふ たん こうがく いりょう ひ し ばら
健康保険に加入していない場合、医療費は全額自己負担になるため、高額な医療費が支払えない
ことがある。がいこくせき し みん しんりょう いく こと を 避けたり、いりょう き かん がわ いりょう ひ みしゅう おそ
れて外国籍市民の診療を拒否するケースも発生している。

み しゅう い りょう ひ ほ てんせい ど せつ ち
□未収医療費補填制度の設置

げんざい と どう ふ けん みしゅう いりょう ひ ほ てん せい ど きょう と ふ たい ほ てんせい ど など
現在6都道府県に未収となった医療費を補填する制度がある。京都府に対して、補填制度等の
じつ し よう ぼう きょう と し なに で き けんとう ひつ よう
実施を要望するとともに、京都市として何が出来るのか検討する必要がある。

こく みん けん こう ほ けん かにゆう ようけん かん わ ほ じょ せい ど せつ りつ
□国民健康保険加入の要件緩和や補助制度の設立

きょうと し りょうがく せい たいしやう こく みん けん こう ほ けん りょう ほ じょ せい ど た がいこくせき し みん
京都市では留学生を対象とした国民健康保険料の補助制度があるが、その他の外国籍市民に
たい ほ じょせい ど な どう よう ほ じょ せい ど じつ し けんこう ほ けん かにゆう そくしん し ざく
対する補助制度は無いので、同様の補助制度を実施するなど健康保険の加入を促進させる施策
がひつ よう 必要だ。また、こく みん ねん きん かにゆう こく みん けん こう ほ けん かにゆう とど よういん ひと
があり、国民年金とのセット加入が国民健康保険への加入を留めさせる要因の一つにな
っており、居住形態に応じた柔軟で選択肢の多い制度の運用や加入条件の緩和が必要である。

けん こう ほ けん せい ど こう ほうきやう か
□健康保険制度の広報強化

せい ど そん ざい し たい かにゆう て つづき しやうざい こう ほう ひつ よう
制度の存在自体から加入手続など詳細にわたって広報する必要がある。

い りょう た げん こ た ふん か たいおう
②医療の多言語・多文化対応について

いりょう き かん ない た げん こ ひやう じ しんりょう じ つう やく せい ど ふん か ちが い し
医療機関内での多言語表示や、診療時の通訳制度はほとんどない。また、文化の違いから医師と
かん じゃ かん はっせい
患者間でトラブルが発生しているケースもある。

い りょう つう やく せい ど か
□医療通訳の制度化

つう やく よう せい どう ろく ほ けん おこな せい ど かん けい だん たい れん けい せい び ひつ よう
通訳の養成から登録、派遣までを行う制度を、関係団体と連携しながら整備する必要がある。

い りょう かん けい しゃ げん しゅう じつ し
□医療関係者への研修の実施

い し かい など きやうりよく い りょう かん けい しゃ がいこく せき し みん かん けん しゅう き かい もう
医師会等と協力し、医療関係者への外国籍市民に関する研修機会を設けるべきである。

ふし み くむかいじま ち く ちゅうこく けい じゅうみん しゅうじゅう げんざい めい つう やく かつ どう
伏見区向島地区には中国系住民が集住している。現在2名の通訳ボランティアが活動しているが、
い りょう つう やく じゅう よう ぞう か たいおう こう てき つう やく せい ど かく りつ もと
医療通訳の需要の増加に対応できなくなっており、公的な通訳制度の確立が求められている。

い いん
■委員

ざいにち かんこく ちょうせんじん なが ねん かなか もん だい げん ざい に ほん せい ど かい けつ いま
在日韓国・朝鮮人が長年抱えていた問題は、現在、日本の制度ではほとんど解決されている。未だ
かい けつ もん だい に ほん じん おな もん だい
解決できていない問題は日本人にとっても同じく問題になっているものである。

へいせい ねん がつ きょう と し りつ びやういんきやうかい きょう と ふ たい がいこく じん きやうきやう い りょう ひ きやうざい せい ど せい び
平成14年10月に京都私立病院協会が京都府に対して外国人の救急医療費救済制度の整備につ
いて要望書を提出した。その際「医療費未払外国人の未集金実態調査」結果を添付したが、平成11
ねん がつ へい せい ねん がつ きょう と ふ ない い りょう き かん がいこく じん みしゅうきん えん
年4月～平成14年9月までの京都府内の医療機関での外国人の未集金は9,595,892円であった。
ただし、ちょう ざ ふく びやういん じっ ざい すこ おお かく
調査に含まれていない病院もあるので、実際にはもう少し大きな額になるだろう。

い りょう つう やく がいこく せき かん じゃ しんりょう じ に ほん こ り かい ひと どう こう おお い りょう
医療通訳について、外国籍の患者は診療時に日本語を理解する人を同行させることが多く、医療
き かん もん だい い しき じつじやう
機関としてはあまり問題意識をもっていないのが実状である。

各委員の主な意見

委員

在日韓国・朝鮮人の医療問題はほとんど解決されているが、無年金者と障害者に対する年金については日本国籍の人と差があるので改善していくべきだ。

委員

未払い医療費補填制度を京都においても実施する必要があると思うが、医療機関を救済するための制度ではなく、あくまでも外国人の医療を受ける権利を保障する制度として検討してほしい。

委員

国民健康保険に加入していない留学生の多くは、実際にかかる医療費が高額になることを想定していない。主な疾病の医療費の目安がわかる資料を作って配布し、保険に加入するべきだとの意識をもってもらうようにしてはどうか。

委員

医療通訳について、ボランティア組織を活用するほか、日本で医療を学んでいる留学生や自国の医師免許をもっている外国人を医療機関に配置することはできないか。

委員

自分自身も来日当初は国民健康保険料を支払うことに戸惑いを感じた。外国籍市民には保険料を支払うことが経済的に難しい人も多く、加入することのメリットを明確に説明するべきだ。

委員

市内には多くの外国人が在住しており、さまざまな国籍の人が医療に関しても個々にボランティア活動をしていることが多い。通訳ボランティアの登録や派遣等を行うネットワークを整備し、活用することはできないか。

委員

医療に関しては、外国人に関する問題だけでなく、多くの人が疑問や不安をもっている。外国人の医療問題を考えることから、日本人も含めた医療制度全体が改善していけばいいと思う。

委員

すべての問題を京都市が解決すべきであると考えてだけでなく、例えば通訳ボランティアのネットワーク化など懇話会委員でできることは積極的にやっていくべきだと思う。



「トラック21:医療に関する
「ことば」のサポートについて考える勉強会」が
開かれました。

京都市国際交流協会が2002年10月に実施した「京都府下の外国人医療
実態調査」の分析結果や他の自治体等が行っている医療通訳事例から、京
都での「医療通訳制度」実現に向けた方向性を探る勉強会を3月2日(日)、
京都市国際交流会館で開催しました。

当日は、京都府内の医療機関における外国人患者受け入れ状況の調査結
果が報告された後、「神奈川県とMICかながわ」、「MEDICOF滋賀」、「三重
県国際交流財団」、「兵庫県国際交流協会」、「多文化共生センター・ひょうご」
からそれぞれ医療通訳事例の報告等があり、参加者や関係団体との活発な
意見交換が行われました。

● 事務局からのお知らせ ●

京都市外国籍市民施策懇話会は、年度ごとに4回程度の会議を開催し、年度末には1年間の
審議結果をまとめた報告書を市長に提出します。懇話会報告書をご希望の方は事務局まで
ご連絡ください。

京都市国際化推進室のホームページには、これら報告書とともに、会議の内容を掲載して
います。

懇話会ニュースレターのバックナンバーをご希望の方は、下記までお問い合わせください。

京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市総務局国際化推進室
TEL075-222-3072 FAX075-222-3055
ホームページ: <http://www.city.kyoto.jp/somu/kokusai/>
Eメール: kokusai@city.kyoto.jp